

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

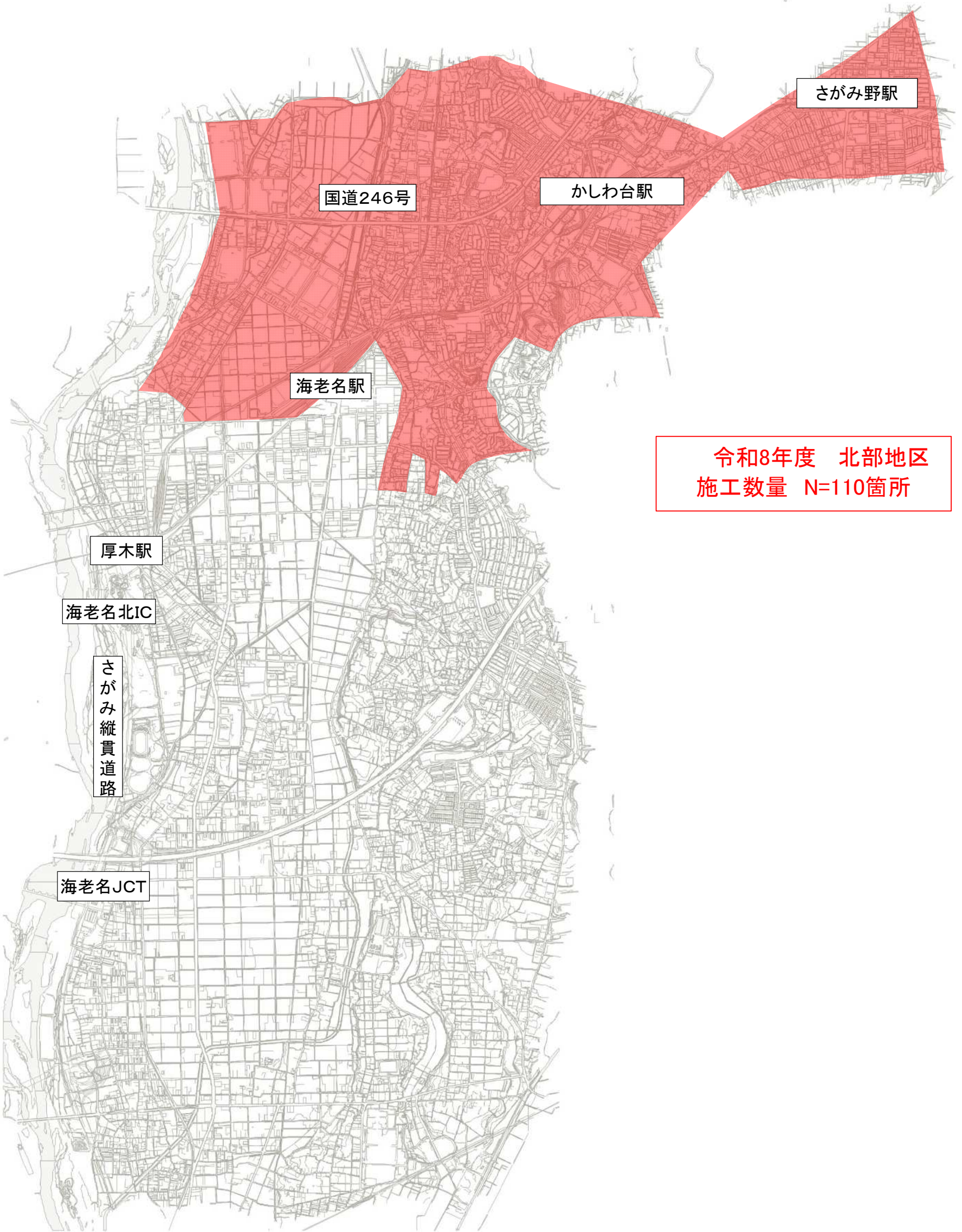
入札案件概要書 (工事)

契約番号 : 8136

件名	海老名市 LED 道路照明灯改修工事 (北部地区)	
履行場所	海老名市 北部地区	
工期	令和 8 年 8 月 5 日～令和 9 年 2 月 26 日 (206 日)	
工事の内容等	別紙 仕様書等 のとおり ○週休 2 日制確保工事の対象案件 (受注者希望型)	
予定価格	48,906,000 円 (税込)	44,460,000 円 (税抜)
最低制限価格	有り (事前算定型) ※本案件は、スクラップ費を一般管理費に含めて最低制限価格を算出しています。 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。	
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)	
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。	

参加条件	営業種目	080 電気 経審 - 点以上 - 点未満	○下請契約の請負代金の合計の額が 5 千万円 (建築一式工事の場合は 8 千万円) 以上となる場合には特定建設業の許可が必要です。 併せて、主任技術者に代えて監理技術者を配置すること。
	発注区分 詳細は入札公告で確認してください。	第 1 区分	第 1・第 2 区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	告示日現在で社会保険 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険) に加入していること。 ※法令に基づき社会保険適用を除外されている場合を除く	
	落札件数制限	あり (第 1 区分及び第 2 区分の同日開札の 工事 で、基本数 <u>1</u> 件まで) 詳細は入札説明書等を参照してください。	
配置技術者等の兼任について		本案件に配置する主任 (監理) 技術者及び現場代理人は、工事・コンサル・一般委託の区分を問わず同じ開札日の他の案件に配置できません。	
事前提出書類 (システム添付)		参加資格確認申請時に次のファイルを添付してください。 ファイルは一つにまとめてください。 ○告示日現在で社会保険 (健康保険、厚生年金保険及び雇用保険) に加入していることを証する書類の写し。(次の (1) ~ (3) のいずれか) (1) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書 (経営事項審査) の写し ※経営事項審査の有効期限内の通知書を提出していれば提出不要 (2) (同通知書発行後に社会保険に加入した場合) 健康保険、厚生年金保険及び労働 (雇用) 保険料の領収書の写し (3) (法令に基づき社会保険適用を除外されている場合) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入義務がないことの届出書	
入札時提出 (システム添付)		○入札金額積算内訳書 別添のエクセルファイル「入札金額積算内訳書 (工事入札時システム添付)」をダウンロードして使用してください。 <u>システムへは PDF 化して添付してください。</u>	
落札候補者が提出する書類 (FAX046-232-6574)		開札後、落札候補者は次の書類を FAX で提出してください。 (落札候補者決定の翌開札日午前 10 時まで。詳細は開札後 FAX で通知します。) ○配置技術者等に関する書類 ○建設業許可の確認できる書類	

海老名市LED道路照明灯改修工事(北部地区)



令和8年度 北部地区
施工数量 N=110箇所

施工条件明示書（土木工事共通）

1、工事概要

発注者	海老名市		
工事件名	海老名市LED道路照明灯改修工事（北部地区）		
工事場所	海老名市 北部地区		
工事目的	本工事は、海老名市内の道路照明灯のうち、水銀灯及びナトリウム灯をLED照明機器に交換することで、省エネルギー化及び電力使用量の削減を図り、安全かつ環境に配慮した道路施設とすることを目的とする。		
工事概要	施工数量 N=110箇所 道路照明設備工 1.0式 仮設工 1.0式		
契約工期	令和8年8月5日 から 令和9年2月26日 まで		
事業区分	<input type="checkbox"/>	補助金事業	<input type="checkbox"/> 国庫
	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 県費
設計区分	<input checked="" type="checkbox"/>	市単独事業	
	<input checked="" type="checkbox"/>	単独積算	
	<input type="checkbox"/>	合算積算	工事
			工事

2、積算諸条件

- 主たる工種 : **道路維持工事**
- 施工地域・工事場所区分 : **一般交通影響あり(2)**
- 契約保証の方法 : **発注者が金銭的保証を必要とする**
- 施工パッケージの使用（一部使用含む） : 有 無
- 週休二日制確保工事該当の有無 : 発注者指定(当初計上) 受注者希望(変更補正) 無

【使用歩掛及び単価等】

<input checked="" type="checkbox"/>	土木工事標準積算基準書	適用年版：令和	7年	7月
<input checked="" type="checkbox"/>	諸経費率	適用年版：令和	7年	7月
<input type="checkbox"/>	下水道用設計標準歩掛表	適用年版：令和	年版	
<input checked="" type="checkbox"/>	土木工事資材等単価表	適用年版：令和	8年	5月
<input checked="" type="checkbox"/>	刊行物	適用年版：令和	8年	4月
<input type="checkbox"/>	特別調査	適用年版：令和	年	月
<input type="checkbox"/>	海老名市見積単価等	適用年版：令和	年	月
<input type="checkbox"/>	その他（単独見積もり）	適用年版：令和	年	月

3、施工条件

【1】 工程関係	1	他工事による当工事の着手、完了時期の制約について	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(他工事件名等)
			<input type="checkbox"/> 有	(工期、内容等)
	2	当工事における施工時期の制約について	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(制約を受ける施工内容等)
			<input type="checkbox"/> 有	(施工時期等)
	3	施工時間について	<input checked="" type="checkbox"/> 昼間施工	(その他特記事項)
			<input type="checkbox"/> 夜間施工（一部含む）	
	4	官公庁ほか関係機関との調整、協議について	<input type="checkbox"/> 無	(関係機関名)
			<input checked="" type="checkbox"/> 有	電力会社（申請行為等）

	5	工事着手前に地上物件（家屋調査）、地下埋設物、埋蔵文化財の事前事後調査、又は、移設等の制約について	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(対象内容)
			<input type="checkbox"/> 有	
※ただし、施工上必要となる地下埋設物調査については、施工計画書に明示し、必要な措置を講じること。また、書面により報告すること。				
	6	設計工程上見込んでいる休日日数等作業不能日数について	<input type="checkbox"/> 無	(詳細内容、作業不能日数等)
			<input checked="" type="checkbox"/> 有	
【2】 用地関係	1	工事用地等の未処理部分について（用地買収状況について）	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(用地未取得部分等)
			<input type="checkbox"/> 有	
	2	工事用仮設道路、資材置場等の用地の借用について	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(使用場所、期間、借用条件、復旧方法等)
			<input type="checkbox"/> 有	使用場所： 期間： 借用条件： 復旧方法：
	3	使用後の復旧条件	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(復旧内容等)
			<input type="checkbox"/> 有	
【3】 公害関係	1	公害防止のため、施工方法、建設機械、作業時間等の制限について	<input type="checkbox"/> 無	(建設機械と制限内容)
			<input checked="" type="checkbox"/> 有	騒音規制法・振動規制法 (作業時間と制限内容) 騒音規制法・振動規制法
	2	水替期等の処理で特別な対策等の必要性について	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(対策内容)
			<input type="checkbox"/> 有	
【4】 安全対策関係	1	安全施設等の指定について（有毒ガス及び酸素欠乏等の対策として換気設備の設置等の含む）	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(指定内容)
			<input type="checkbox"/> 有	
	2	鉄道、ガス、電気等の施設と近接する工事の施工方法、作業時間の制限	<input type="checkbox"/> 無	(対象内容)
			<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> ガス <input checked="" type="checkbox"/> 電気 <input checked="" type="checkbox"/> 電話（埋設） <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	3	交通誘導員の配置について	<input type="checkbox"/> 無	(1) 交通誘導員の配置 2名を配置
			<input checked="" type="checkbox"/> 有	(2) 配置期間 作業期間中
【5】 工事用道路関係	1	一般道路を搬入路として使用する場合の制約について	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(搬入経路・使用期間等の制限)
			<input type="checkbox"/> 有	(搬入中・後の処置)
	2	仮設道路を設置する場合の制約について	<input checked="" type="checkbox"/> 無	(仮設道路に関する安全施設)
			<input type="checkbox"/> 有	(工事後の措置、維持補修内容)

【6】 建設副産物関係	1	建設発生土が発生する場合について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(建設発生土の処分先) 名称: 住所: 業者: 電話:
	2	建設副産物及び建設廃棄物が発生する場合について	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	(対象内容) <input type="checkbox"/> コンクリート塊 <input type="checkbox"/> アスファルト塊 <input type="checkbox"/> 建設発生木材 <input type="checkbox"/> 建設発生木材(伐木・除根材) <input type="checkbox"/> 建設汚泥 <input type="checkbox"/> 建設混合廃棄物 <input type="checkbox"/> 金属くず <input checked="" type="checkbox"/> その他(ガラスくず) ※建設廃材指定登録工場に限る。工場側の指示を遵守すること。
【7】 工事支障物件	1	工事支障物件について(地下埋設物含む)	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(対象内容) <input type="checkbox"/> 電柱 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> ガス管 <input type="checkbox"/> 架空電線 <input type="checkbox"/> 標識・看板 <input type="checkbox"/> その他()
【8】 薬液注入関係	1	薬液注入について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(対象内容) 工法区分: 使用材料: 施工範囲、削孔数:発進到達 本 注入量:kℓ 施工管理基準等:
【9】 その他	1	工事現場発生品がある場合について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(品名、数量等)
	2	支給材料及び貸与品がある場合について	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(品名、数量等)
	3	特殊・特定使用材料を使用する場合及び資材搬入等に制限がある場合	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	(品名、数量、搬入制限等)
	4	有価物(スクラップ等)処分費を計上している場合について	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有	(品名等) アルミ

※明示されない施工条件、明示事項が不明確な場合は、契約書等の関連する条項に基づき甲・乙協議により決定すること。

令和8年度
海老名市 LED 道路照明灯改修工事
(北部地区)

仕 様 書

海 老 名 市
まちづくり部 道路管理課 維持補修係

第1条（適用範囲）

本仕様書は、海老名市（以下、「発注者」という。）が発注する「令和8年度海老名市 LED 道路照明灯改修工事（北部地区）」（以下、「本工事」という。）に適用する。

第2条（工事の目的・趣旨）

本工事は、海老名市内の道路照明灯のうち、水銀灯及びナトリウム灯を LED 照明機器に交換することで、省エネルギー化及び電力使用量の削減を図り、安全かつ環境に配慮した道路施設とすることを目的とする。

第3条（工事概要）

（1）工事内容

灯具の調達及び設置、既存灯具の撤去及び処分、電力会社に対する電気使用申込書の作成及び申請、道路照明灯台帳等の更新を行うものとする。

（2）施工期間

令和8年8月5日から令和9年2月26日まで

（3）施工場所

海老名市北部地区

（4）数量

LED 照明灯 110 灯（ガイドラインタイプ K または現地対応の製品）

（5）その他

個々の機器の設置が完了した時点から試行使用を開始することとし、完了届の提出までに不具合が発生した場合は、受注者の責任において補修すること。

第4条（LED 機器の仕様）

（1）LED 機器の仕様は、LED 道路・トンネル照明導入ガイドライン（案）（平成27年3月、国土交通省）（以下、「ガイドライン」という。）に適合する製品とする。

（2）日本国内に本社・工場・検査施設を全て有するメーカーの製品とする。

また、ガイドラインに適合した製品を製造しており、LED 屋外照明機器の製造・販売実績を5年以上有するメーカーの製品とする。

（3）LED 機器がガイドラインに適合していることを証明する製品仕様書及び評価資料を提案書受付時に提出すること。

（4）LED 化工事後も既存の道路照明灯と同等程度の照度を確保することを原則とする。ただし、現場の状況（道路幅・車線数など）によって、既存から変更が必要な場合、受注者は発注者に報告すること。

（5）既存灯具に遮光機能（遮光板、ルーバーなど）が備わっている道路照明灯は、同等の

機能を有するものとする。ただし、現場状況により不要とされるものがある場合、受注者は発注者に報告し、撤去すること。

(6) 製品仕様内容（連続照明・局部照明）は既存灯具に合わせることを基本とする。変更する場合は、発注者の承諾を得ること。

(7) LED 灯具性能・構造

ア 曲線型ポール及び直線型ポールのどちらにも取り付けが可能な製品を基本とする。

イ LED 灯具の本体色は、支柱色に応じてシルバー系・ダークブラウン系を基本とする。

ウ LED 化工事後の市民等からの要望に対応するため、遮光板（またはルーバーなど）を取り付けることが可能な構造であること。または角度可変が可能であること。

エ 灯具の塵埃、固形物及び水気の侵入に対する保護は、JIS C8105-1「照明器具－第1部：安全性要求事項通則」に規定する IP23（従来の防雨形に相当する）以上とし、固形物及び水気の浸入により有害な影響を及ぼしてはならない。なお、LED モジュール及び反射板、レンズなどが収容される箇所は、IP44 以上の保護等級とし、塵埃等の浸入により器具の光速維持率の低下を極力小さくする構造とする。また、LED モジュール制御装置を器具内に内蔵する場合も IP44 以上の保護等級とする。

オ 器具を構成する主な材料及び部品は、下記のとおりとする。

(ア) 本体

器具の本体は、JIS H5302「アルミニウム合金ダイカスト」に規定する ADC12 と同等の強度、防錆、耐食性のある材料（必要に応じ塗装を含む）を使用し、有害な「割れ」、「錆」、「塗装むら」等のないものとする。

(イ) 透光性カバー

透光性カバーは、JIS R3206「強化ガラス」に規定するものと同様の強度及び光透過性を有し、器具の光学的性能を継続的に十分満足させるもので、これらの支障となる「亀裂」、「きず」、「泡」、「くもり」等が生じないものとする。

(ウ) 反射板及びレンズ

LED モジュールの配光制御は、反射板方式、レンズ方式またはその組み合わせとし、反射板については JIS H4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定するものまたは、樹脂を成型、表面処理をしたものと同様の耐久性を有するものとし、レンズを用いる場合には耐熱性及び耐久性に優れた樹脂などを成形したものとする。LED モジュールと反射板又は、レンズと透光性カバーと組み合わせて器具の光学性能を継続的に十分満足するものとする。

キ 器具の光学性能は、JIS C8105-5「照明器具-第5部：配光測定方法」に規定する方法により測定するものとし、「道路照明施設設置基準・同解説」第3章、第4章、第7章に示す性能的指標及び推奨値を満足するものとする。

なお、上方光束比（上方球光束比）において、器具を水平に取り付けた状態で5%以下とする。

ク LEDモジュールの性能は、LEDモジュール制御装置と組み合わせた場合の初特性は、表-1を満足するとともに照明器具に応じたLEDモジュールの規定光束を満足するものとする。

表-1 LEDモジュールの初特性（全光時）

形式	初特性	
	相関色温度 (K)	平均演色評価数 Ra
道路照明用白色 LED	4500 ± 2000	60 以上

ケ LEDモジュールの寿命は、LEDモジュールが点灯しなくなるまでの時間、または光束が点灯初期に測定した値（LEDモジュールの規定光束）の80%未満になった時点（不点灯とみなす）までの総点灯時間のいずれか短い時間を寿命とし、一定の期間に製造された同一形式のLEDモジュールの点灯の残存率が50%となる時間の平均値を定格寿命とする。

表-2 LEDモジュールの定格寿命

種類	定格寿命 (h)
道路照明用白色 LED	60,000 以上

コ LEDモジュール用制御装置の性能は、JIS C8147-2-13「ランプ制御装置-2-13部」（直流または交流電源用 LEDモジュール用制御装置に関する個別要求事項）に適合し、当該照明灯具のLEDモジュールに対し、十分な電源供給能力を有するものとする。LEDモジュール用制御装置を照明ポール内に内蔵する場合は、ポール内の温度、湿度状況の環境下において、電源のON/OFFが1回/日行われてもAC100～AC265Vの範囲内で正常に動作するものとする。

サ LEDモジュール用制御装置の回路力率は、85%以上（全光時）とし、入力電力ができる限り小さい設計を考慮すること。

シ 灯具から発生する雑音端子電圧及び灯具から発生する雑音電力は、電気用品安全法に規定された方法により測定した時、下記の性能を満足すること。

なお、器具外部に設置する独立型LEDモジュール用制御装置を使用する場合は、器具と制御装置を組み合わせた状態にて測定を行うこと。

① 雑音端子電圧 526.5kHz ~ 5MHz : 56dB 以下
5 MHz ~ 30MHz : 60dB 以下

② 雑音電力 30MHz ~300MHz : 55dB 以下

ス 有効入力電圧が 25W を超える灯具（クラス C：照明機器）に対して、JIS C61000-3-2 に規定する相対的限度値以下とする。その相対的限度値を表-3 に示す。
なお、機器外部に LED モジュール制御装置を設置する場合は、器具と制御装置を組み合わせた状態にて測定を行うこと。

表-3 クラス C の機器の相対的限度値

高周波次数 n	照明灯具の基本波入力電流の百分率として表される 最大許容高調波電流 (%)	
偶数高調波	2	2
奇数高調波	3	$30 \times \lambda$ (注)
	5	10
	7	7
	9	5
	$11 \leq n \leq 39$	3

注) λ は回路入力

- セ 耐雷サージは、JIS C61000-4-5 に規定するクラス 4 の条件、コモンモード（対地間）15kV、ノーマルモード（線間）2kV の電圧負荷に対する耐久性以上とする。
なお、灯具外部に LED モジュール制御装置を設置する場合は、組み合わせた状態にて測定を行うこと。
- ソ 初期光束補正機能を有すること。設置当初の余剰な明るさを一定の明るさ（定格光束値の 80%以上）に自動的に調光する機能を設けること。初期光束補正の方法は、照度センサーにより器具内部の明るさを計測、またはプログラム制御によって自動的に行うこと。
- タ LED モジュール用制御装置の寿命は、規定する条件で使用した際、LED モジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間を LED モジュール用制御装置の寿命とし、一定期間に製造された同一形式の LED モジュール用制御装置の寿命が 50%以下となる時間の平均値を定格寿命とする。その定格寿命の値を表-4 に示す。

表-4 LED モジュール用制御装置の定格寿命

種 類	定格寿命 (h)
道路照明用白色 LED	60,000 以上

第5条（機器の設置場所）

本工事における詳細な設置場所については、契約締結後に発注者が貸与する道路照明灯台帳により、受注者は把握するものとする。

第6条（既存灯具等の処分）

既存道路照明灯の交換作業により発生した産業廃棄物は、関係法令を遵守の上、受注者が適切に処分を行うこと。

第7条（交換工事）

- (1) 受注者は、LED 機器の設置について、工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用については、受注者の責任において行わなければならない。
また、工事に関わる設計等の解釈及び運用、その他必要な事項については、「海老名市土木工事共通仕様書」に準拠すること。
- (2) 工事にあたって、工事個所の交通量・周辺施設等の特性を考慮し、通行者の安全を十分に確保すること。また、交通規制等が必要な場合は、所轄の警察署と協議を実施すること。
- (3) 支柱の形状に関わらず、特殊な形状の支柱への取り付けについても、取付金具（アダプタ）等を設置することで対応することとし、設置に要する取付金具（アダプタ）等を含め、本工事の対象とする。その他の器具及び機器等についても同様とする。
- (4) 受注者は、既存の灯具等を取り外し、LED 機器を設置した場合、必ずその日のうちに点灯の点検を行い、道路利用者が安全に通行できるようにすること。
- (5) 灯具の設置にあたって、ワイヤー等による落下防止処置も契約金額に含むものとする。
- (6) 既存安定器の LED モジュール用制御装置への交換、及び LED モジュールと LED モジュール用制御装置の電線交換も契約金額に含むものとする。
- (7) 既存自動点滅器の交換及び電源と点滅器間の電線交換も契約金額に含むものとする。また、設置位置及び感度の調整を含め適切に対応すること。
- (8) 受注者は、取り外した既存照明灯具・HID ランプ等を適切に処分し、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の写しを発注者に提出すること。

第8条（施工範囲）

- (1) 受注者は、設置にあたり現場状況を十分に調査し、最適な機器を選定し、発注者の承認を得ること。
- (2) 受注者は、現場状況を調査した際、ポール劣化状況、照明灯番号標の有無、灯柱歴の有無、その他発注者に報告が必要と思われる事象について、報告を行うこと。
- (3) 受注者は、施工状況の写真を撮影し施工写真台帳としてまとめること。撮影箇所は、施工前（全景、近景）・施工後（全景、近景）・管理番号・電力会社管理番号とする。
- (4) 受注者は、設置が完了したものについては、電力会社に申し込む電気使用申込書を作成し、必要に応じて発注者の承認を得た上で電力会社に申し込みを行うこと。
- (5) 本工事は、海老名市土木工事共通仕様書及び海老名市土木工事施工管理基準に準じて施工すること。

第9条（環境対策等）

交換工事の際は下記（海老名市環境マネジメント）を遵守すること

- (1) 周辺住民の生活環境への影響を考慮し、騒音・振動の発生を最小限に抑えること。
- (2) 低騒音・低振動型作業機械を使用すること。なお、写真管理をすること。
- (3) 排ガス規制に適合した作業機械・車両（ディーゼルエンジン）を使用すること。なお、写真管理をすること。
- (4) 周辺住民の生活を妨げない作業時間帯を設定すること。
- (5) 工事用作業機械・車両の待機中はアイドリングをしないこと。

第10条（工事看板の設置）

受注者は、工事現場に広報板等、別に定めのあるもののほか、（道路工事現場における表示施設等の設置基準）、工事件名、工事場所、担当部課名、契約業者の住所及び連絡先等を記載した表示板を一般通行人の見やすい場所に掲げなければならない。

第11条（道路照明灯台帳等の更新）

受注者は、発注者が提供する道路照明灯一覧表（Excel）、道路照明灯台帳（Excel 及び紙簿冊）の更新を行うものとする。なお、道路照明灯台帳の Excel データと紙簿冊に不一致がある場合、現地の状況に合わせて、道路照明灯台帳（Excel 及び紙簿冊）を修正すること。

第 12 条（事前検査（自社検査））

- (1) 受注者は、工事着手前に施工計画書を作成し発注者に提出すること。機器設置完了後は、道路照明灯台帳等を確認し検査するものとする。
- (2) 受注者は、製品の納品書を添付し、承諾を得た製品を使用したことを証明すること。
- (3) 受注者は、発注者から指示があった場合、直下の照度を現地で確認し、発注者に報告すること。

第 13 条（成果品）

受注者は、交換工事完了後、海老名市土木工事共通仕様書に示す成果に加え、下記の書類を速やかに発注者に提出すること。

受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

受注者は、設計図書に定めがある場合又は監督職員の指示する場合において、工事期間途中においても成果品の部分提出を行うものとする。

成果品（A4 判チューブファイル、製本） 1 部

- ・見出しにインデックスを添付すること。
- ・電子データ（報告書（PDF、図表等は別途 Excel 等）） 正副 計 2 枚
電子データは必ずウイルスチェックを行ない、その旨を示すこと。

- (1) 概要・位置図等
- (2) 道路照明灯管理台帳
- (3) 各種保証書（設置後、5 年以上）
- (4) 施工写真（全数）
- (5) マニフェスト（産業廃棄物管理票）
- (6) 電気使用申込書（写し）
- (7) 道路照明灯一覧表（Excel）
- (8) その他監督職員が指示するもの

第 14 条（資料の貸与、返還及び収集）

発注者は、本工事に関係する資料を受注者に提供できる範囲で貸与する。

受注者は、発注者から資料の貸与を受ける際は、借用書（任意様式）を発注者に提出すること。

受注者は、貸与された図書及び資料を必要としなくなった場合は、直ちに返還しなければならない。

受注者は、貸与された図書及び資料等を丁寧に扱い、損傷を与えてはならない。万一、損傷を与えた場合は、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。

第 15 条（土地への立入り等）

受注者は、本工事を実施するために、公有地又は私有地に立ち入る場合は、関係者と十分な協調を保ち、本工事が円滑に進捗するように努めなければならない。

現地調査にあたって、受注者は身分を証明できるもの（社員証等）を絶えず携帯し、身分の証明を求められた場合は、速やかに提示しなければならない。

第 16 条（工事説明及び住民対応）

受注者は、交換工事の際、工事着手前に工事内容を現場周辺住民や地権者に周知し、協力を求めるために必要な措置を講じなければならない。

また、現地踏査や交換工事等の際に地元関係者から工事内容等について説明を求められた場合は、節度を持って対応しなければならない。

第 17 条（守秘義務）

受注者は、本工事の処理上で知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

第 18 条（履行報告義務）

受注者は、交換工事に関する業務進捗状況を工事着手前と毎月末に工事報告書として提出するものとする。

なお、様式は指定様式とし、実施比較表を添付の上、進捗状況が詳細に確認できるよう記載するものとする。

第 19 条（その他）

本工事を進める上で疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議の上、その指示に従うものとする。また、協議については書面（打合せ記録簿）で行うものとする。

本仕様書に定めのある事項については、別途監督職員と協議の上、その指示に従い工事するものとする。

受注者は、上記事項をすべて理解した上で本工事にあたること。

特記仕様書（受注者希望型）

**週休2日制確保工事に関する特記仕様書(土木工事)
(受注者希望型)**

1. 週休2日制確保工事について

- ・本工事は、「海老名市週休2日制度確保工事試行要領（土木工事）」に基づき実施するものとする。
- ・本工事は「受注者希望型」で実施する。
- ・要領や提出書類等は市ホームページから入手すること。

2. アンケートについて

- ・受注者は、同意・不同意に関わらず、アンケートに協力するものとし、工事完了後、工事完成届とあわせて市に提出すること。

令和 8 年 度

海老名市 LED 道路照明灯改修工事設計書

番 号	歩掛R7.7、単価R8.5	施 工 年 度	令和8年度
名 称	海老名市LED道路照明灯改修工事		
場 所	海老名市北部地区		
施 工 主	海老名市	概要 施工数量 N=110箇所 道路照明設備工 1.0式 仮設工 1.0式	
設 計 区 分			
路 線 名			
期 間	令和8年8月5日～令和9年2月26日		
日 数	206日		
部 課 名	まちづくり部 道路管理課		
積 算 担 当	維持補修係		
合 計 額			
価 格			
消費税相当額			

間 接 費 明 細 書

設 計 条 件					
工 種	道路維持工事	工事日数(内冬日数)	206日/118日	共通仮設費対象外額	
場所区分	一般交通影響有り(2)	支給品費		現場管理費対象外額	
前払い率	35%超え	処分費		一般管理費対象外額	
契約保証区分	発注者が金銭的保証を必要とする	処分除外費		支給共仮費対象外額	
積雪寒冷地域	なし				

算 出 基 礎

※補正係数を乗じる場合は係数を乗じて、小数3位四捨五入2位止めとする。

$$\begin{aligned}
 \text{共通仮設費} &= \text{対象額} \times \text{率} \\
 &= \quad \times \quad \% \\
 &=
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{対象額} &= \text{直接工事費} + \text{支給品費} + \text{事業損失防止施設費} - \text{共通仮設費対象外額} - \text{支給共仮費対象外額} + \text{準備費処分費} - \text{処分除外費} \\
 &= \quad + \quad + \quad - \quad - \quad + \quad - \\
 &=
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{地域補正係数} \\
 &= \quad \% \times \\
 &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \%
 \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

$$\begin{aligned}
 \text{現場管理費} &= \text{対象額} \times \text{率} \\
 &= \quad \times \quad \% \\
 &=
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{対象額} &= \text{直接工事費} + \text{共通仮設費} + \text{支給品費} + \text{支給品費(現)} - \text{現場管理費対象外額} - \text{支給現場費対象外額} - \text{処分除外費} \\
 &= \quad + \quad + \quad + \quad - \quad - \quad - \\
 &=
 \end{aligned}$$

$$\begin{aligned}
 \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{地域補正係数} \\
 &= \quad \% \times \\
 &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \%
 \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

間 接 費 明 細 書

算 出 基 礎

$$\begin{aligned} \text{一 般 管 理 費} &= \text{対象額} \times \text{率} + \text{対象額} \times \text{契約保証補正值} - \text{調整額} \\ &= \quad \times \quad \% + \quad \times \quad \% - \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{対象額} &= \text{工事原価} - \text{一般管理費対象外額} - \text{処分除外費} + \text{一般管理補正額} \\ &= \quad - \quad - \quad + \\ &= \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{率} &= \text{対象額による率} \times \text{前払補正} \\ &= \quad \% \times \\ &= \quad \% \times \rightarrow \therefore \% \end{aligned}$$

$$\text{対象額による率} = \quad \%$$

A- 4号内訳書(施工P-01)

積算単位: t

標準単価:

現場発生品及び支給品運搬

トラック機種:トラッククレーン装置付ベーストラック2t積、吊能力2.9t、DID区間の有無:有り、片道運搬距離(km):7.0km以下

名 称 / 規 格		単 位	構 成 比	単 価 (東京)	単 価	摘 要
機械K			13.79			
K 1	トラック クレーン装置付/ベーストラック2t積 吊能力2.9t	供/日	13.79			
K 2						
K 3						
K 4						
K 5						
労務R			83.40			
R 1	運転手(特殊)	人	42.15			
R 2	特殊作業員	人	41.25			
R 3						
R 4						
R 5						
材料Z			2.81			
Z 1	軽油/パトロール給油	ℓ	2.81			
Z 2						
Z 3						
Z 4						
Z 5						
市場S						

P' =

$$\begin{aligned}
 & \times \left\{ \left(\frac{13.79}{100} \times \text{-----} \right) \times \frac{13.79}{13.79} \text{-----} \right. \\
 & + \left(\frac{42.15}{100} \times \text{-----} + \frac{41.25}{100} \times \text{-----} \right) \times \frac{83.40}{42.15+41.25} \text{-----} \\
 & + \left(\frac{2.81}{100} \times \text{-----} \right) \times \frac{2.81}{2.81} \text{-----} \\
 & \left. + \frac{100-13.79-83.40-2.81}{100} \right\} =
 \end{aligned}$$

B- 3号明細書(施工P-01)

積算単位: t

標準単価:

現場発生品及び支給品運搬

トラック機種:トラッククレーン装置付ベーストラック2t積、吊能力2.9t、DID区間の有無:有り、片道運搬距離(km):27.5km以下

名 称 / 規 格		単 位	構 成 比	単 価 (東京)	単 価	摘 要
機械K			13.79			
K 1	トラック クレーン装置付/ベーストラック2t積 吊能力2.9t	供/日	13.79			
K 2						
K 3						
K 4						
K 5						
労務R			83.40			
R 1	運転手(特殊)	人	42.15			
R 2	特殊作業員	人	41.25			
R 3						
R 4						
R 5						
材料Z			2.81			
Z 1	軽油/パトロール給油	ℓ	2.81			
Z 2						
Z 3						
Z 4						
Z 5						
市場S						

P' =

$$\begin{aligned}
 & \times \left\{ \left(\frac{13.79}{100} \times \text{-----} \right) \times \frac{13.79}{13.79} \text{-----} \right. \\
 & + \left(\frac{42.15}{100} \times \text{-----} + \frac{41.25}{100} \times \text{-----} \right) \times \frac{83.40}{42.15+41.25} \text{-----} \\
 & + \left(\frac{2.81}{100} \times \text{-----} \right) \times \frac{2.81}{2.81} \text{-----} \\
 & \left. + \frac{100-13.79-83.40-2.81}{100} \right\} =
 \end{aligned}$$

数 量 計 算 書

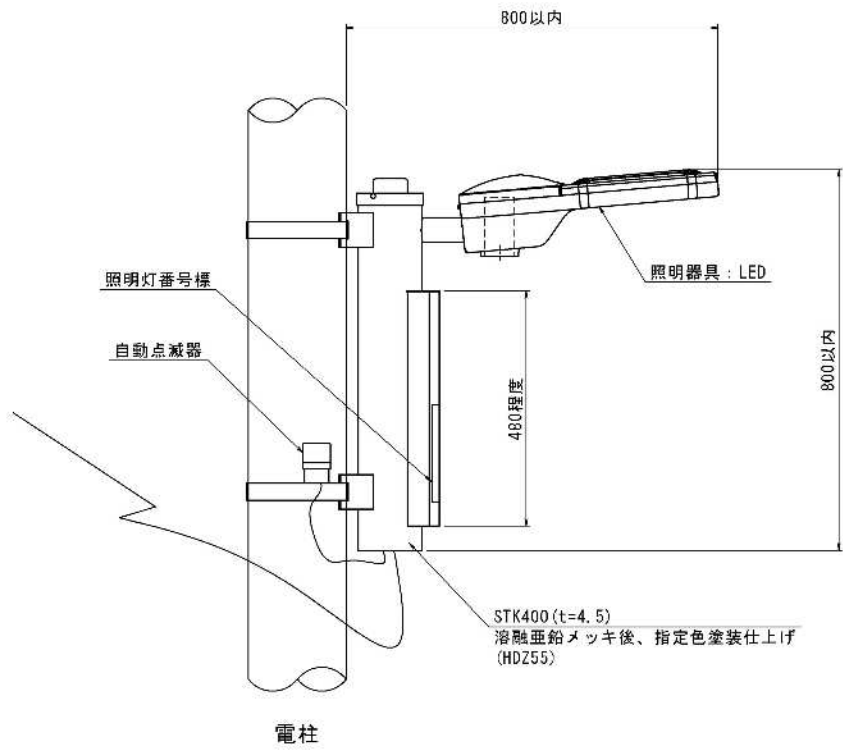
工 種	計 算 式	単 位	数 量	備 考
○道路照明設備工 照明器具取付（撤去・設置） 灯柱歴板含む	別紙一覧表のとおり	台	110	
自動点滅機（ポール取付）	別紙一覧表のとおり	台	110	
廃棄物運搬・処分 ガラスくず	110.0 × 0.0002 t（1台あたり200g）	式	1	0.02
○仮設工 交通誘導警備員B【昼間】		式	1	
○スクラップ アルミ	110.0 × 0.008 t（1台あたり8kg）	式	1	0.88

海老名市LED道路照明灯改修工事数量一覧表

NO	管理番号	設置方式	新設年月日	照明器具取付	自動点滅機 (単独)	自動点滅機 (連続)	備考
1	02-001	共架	平成24年2月24日	1	1		
2	02-002	共架	平成24年2月24日	1	1		
3	02-003	共架	平成24年2月24日	1	1		
4	02-006	共架	平成24年2月24日	1	1		
5	02-007	共架	平成23年2月	1	1		
6	02-008	共架	平成23年2月	1	1		
7	02-009	共架	平成23年2月	1	1		
8	02-032	共架	平成26年7月	1	1		
9	02-033	単独	平成27年10月17日	1	1		
10	03-003	共架	平成24年2月24日	1	1		
11	03-005	共架	平成24年2月24日	1	1		
12	04-001	共架	平成24年2月24日	1	1		
13	04-002	共架	平成24年2月24日	1	1		
14	04-005	共架	平成24年2月24日	1	1		
15	04-006	共架	平成24年2月24日	1	1		
16	04-007	共架	平成24年2月24日	1	1		
17	04-008	共架	平成24年2月24日	1	1		
18	04-009	共架	平成24年2月24日	1	1		
19	04-010	共架	平成24年2月24日	1	1		
20	04-011	共架	平成24年2月24日	1	1		
21	05-001	共架	平成24年2月24日	1	1		
22	06-001	共架	平成24年2月24日	1	1		
23	07-002	共架	平成24年2月24日	1	1		
24	07-003	共架	平成24年2月24日	1	1		
25	07-006	共架	平成24年2月24日	1	1		
26	07-007	共架	平成24年2月24日	1	1		
27	07-008	単独	平成27年3月27日	1	1		
28	07-011	共架	平成24年2月24日	1	1		
29	07-012	共架	平成24年2月24日	1	1		
30	07-013	共架	平成24年2月24日	1	1		
31	07-014	共架	平成24年2月24日	1	1		
32	07-015	共架	平成24年2月24日	1	1		
33	07-016	共架	平成24年2月24日	1	1		
34	07-017	共架	平成24年2月24日	1	1		
35	07-018	共架	平成24年2月24日	1	1		
36	07-019	共架	平成24年2月24日	1	1		
37	07-037	共架	平成24年2月24日	1	1		
38	07-038	単独	平成23年6月4日	1	1		
39	07-039	単独	平成23年6月4日	1	1		
40	07-040	単独	平成23年6月4日	1	1		
41	07-041	単独	平成23年6月4日	1	1		
42	07-042	単独	平成23年6月4日	1	1		
43	07-044	共架	平成24年2月24日	1	1		
44	07-050	共架	平成24年2月24日	1	1		
45	07-052	共架	平成24年2月24日	1	1		
46	07-062	共架	平成24年2月24日	1	1		
47	07-063	共架	平成24年2月24日	1	1		
48	07-064	共架	平成24年2月24日	1	1		
49	07-065	共架	平成24年2月24日	1	1		
50	07-075	共架	平成21年	1	1		
51	07-076	共架	平成21年2月12日	1	1		
52	07-077	共架	平成24年2月24日	1	1		
53	07-082	単独	平成26年6月	1	1		
54	07-083	単独	平成26年6月	1	1		
55	08-005	共架	平成24年12月	1	1		
56	08-006	共架	平成24年12月	1	1		
57	08-007	共架	平成24年12月22日	1	1		
58	08-008	共架	平成24年12月	1	1		
59	08-013	共架	平成24年12月	1	1		
60	08-014	共架	平成24年12月	1	1		
61	09-001	共架	平成24年12月22日	1	1		
62	09-002	共架	平成24年12月22日	1	1		
63	10-001	共架	平成24年12月22日	1	1		
64	11-002	共架	平成24年12月24日	1	1		
65	12-001	共架	平成24年12月24日	1	1		
66	12-002	単独	平成27年4月16日	1	1		
67	12-004	単独	平成26年3月28日	1	1		
68	12-006	単独	平成26年3月28日	1	1		
69	12-008	共架	平成24年12月24日	1	1		
70	12-016	単独	平成20年3月	1	1		
71	12-026	単独	平成20年3月	1	1		
72	13-008	共架	平成25年1月30日	1	1		
73	13-009	共架	平成24年12月24日	1	1		
74	13-010	共架	平成24年12月24日	1	1		
75	13-011	共架	平成24年12月24日	1	1		
76	13-012	共架	平成24年12月25日	1	1		
77	13-021	単独	平成23年10月	1	1		
78	14-004	共架	平成24年12月25日	1	1		
79	15-001	共架	平成24年12月25日	1	1		
80	15-004	単独	平成25年2月	1	1		
81	16-002	共架	平成21年9月15日	1	1		
82	16-004	共架	平成21年9月15日	1	1		
83	16-005	共架	H21以降交換	1	1		
84	16-006	共架	平成21年9月15日	1	1		
85	18-001	共架	平成21年9月15日	1	1		
86	18-002	共架	H21以降交換	1	1		
87	18-004	共架	平成21年9月15日	1	1		
88	18-005	共架	平成21年9月15日	1	1		
89	18-006	共架	平成21年9月15日	1	1		
90	18-007	共架	平成21年9月15日	1	1		
91	18-008	共架	平成21年9月15日	1	1		
92	18-009	共架	平成21年9月15日	1	1		
93	18-010	共架	平成21年9月15日	1	1		
94	18-011	共架	平成21年9月15日	1	1		
95	18-014	共架	平成21年9月15日	1	1		
96	18-015	共架	平成21年9月15日	1	1		
97	18-016	共架	平成21年9月15日	1	1		
98	18-018	単独	昭和55年5月29日	1	1		
99	19-002	共架	平成24年12月25日	1	1		
100	19-006	共架	平成24年12月25日	1	1		
101	20-001	共架	平成24年12月26日	1	1		
102	20-003	共架	平成25年1月10日	1	1		
103	20-004	共架	平成25年1月10日	1	1		
104	20-005	共架	平成24年12月26日	1	1		
105	20-006	共架	平成24年12月26日	1	1		
106	20-007	共架	平成25年12月	1	1		
107	20-028	共架	平成5年	1	1		
108	20-029	単独	平成5年	1	1		
109	20-030	共架	平成5年	1	1		
110	20-039	単独	昭和58年	1	1		
合 計				110	110		

道路照明灯-(共架)

分類	小分類	作成年月
07	003	H31.03
道路照明施設類	道路照明灯-(共架)	—



材料表 (照明灯)

記号	材料	灯柱	照明器具	ランプ	安定器等	安全閉路器	自動点滅器	ケーブル	ケーブル	照明灯番号標
		共架柱 STK400 (基)	※ (個)	※ (個)	※ (個)	2P15A ヒューズ付 (個)	リード線式 光電式 200V, 2A (個)	EM-EEF 2.0mm-2c (m)	EM-EEF 2.0mm-3c (m)	95×158 (枚)
07-003		1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0

<仕様>

- (1) 構造：10m高 直線 ベース式
- (2) 電源方式：単独（地中引込）
- (3) 最大瞬間風速60m/sに耐えるものとする。
- (4) ※：設計図書による。

<注意事項>

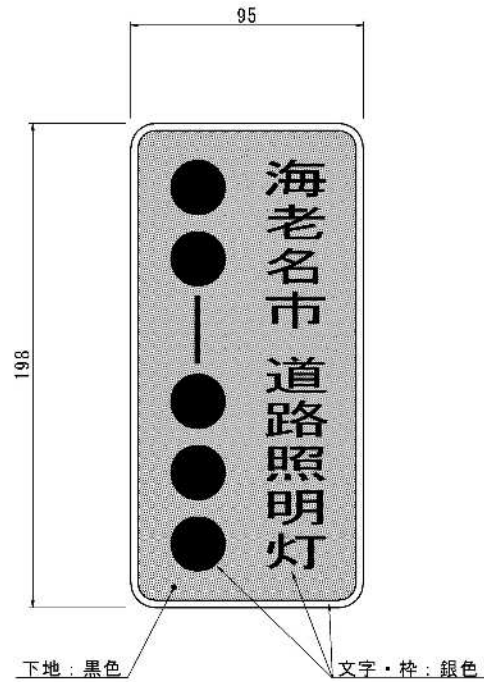
- (1) 景観法・海老名市景観条例に準拠し、所管課と調整すること。
- (2) 道路照明灯の設置にあたり、耕作物に被害のないよう対応すること。

参考図：海老名市道路構造物標準図集より

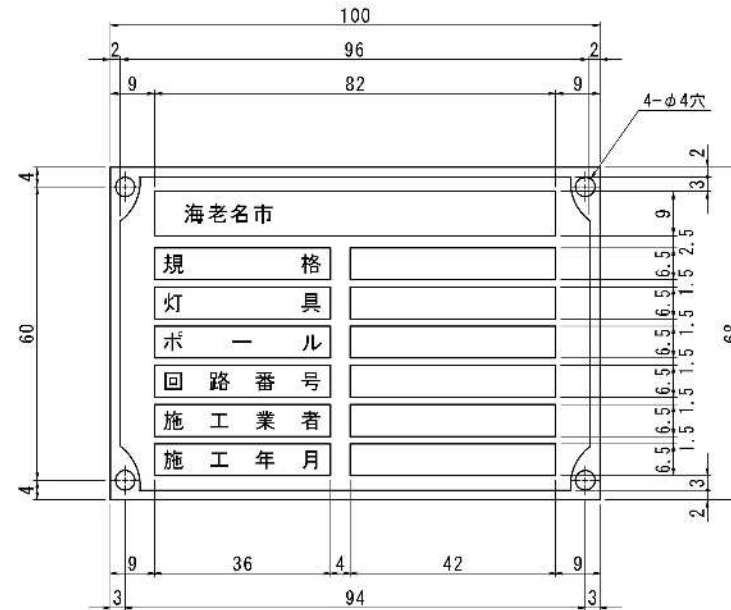
道路照明灯-照明灯番号標・灯柱歴板

分類	小分類	作成年月
07	004	H31.01
道路照明施設類	道路照明灯-照明灯番号標・灯柱歴板	S=図示

照明灯番号標 S=1/4



灯柱歴板 S=1/2



参考図：海老名市道路構造物標準図集より